

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 18 日

各省庁男女共同参画主管課長 殿

内閣府男女共同参画局  
男女間暴力対策課長

成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）

本年 4 月 1 日から成年年齢が引き下げられることに伴い、18 歳、19 歳の若年者は、親の同意がなくても契約ができるようになり、また、未成年であることを理由とした契約の取消し（未成年者取消権）をすることができなくなります。

その中で、性的な行為の撮影をするという認識がないまま契約し、撮影を強要される問題（いわゆる AV 出演強要問題）について、より一層の注意が必要なことから、この度、成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する資料と動画を作成いたしました。

つきましては、貴省庁所管の機関等において、別添資料を御活用いただき、資料、動画の周知方よろしくお願い申し上げます。

○成年年齢引下げに関する啓発動画

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/jakunengekkan/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html)



○周知用資料（別添）

（本件照会先）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

林（課長補佐）、城谷、福井

TEL : 03-5253-2111（内 37552,37555）

Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp